様式第4号(第8条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

第3子以降保育所保育料減免取消通知書

出雲市長　　　　印

　　　年　　月　　日付けをもって決定しました第3子以降保育所保育料減免を下記の理由により取り消しましたので、出雲市第3子以降保育所保育料減免事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

１．減免対象児童氏名

２．減免取消年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

３．減免取消理由

４．減免取消に伴う保育料請求額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 児童名 | 請求額 | 備　考 |  | 児童名 | 請求額 | 備　考 |
|  | 円 | 年　月分 |  |  | 円 | 年　月分 |
| 円 | 年　月分 |  | 円 | 年　月分 |
| 円 | 年　月分 |  | 円 | 年　月分 |
| 円 | 年　月分 |  | 円 | 年　月分 |
| 円 | 年　月分 |  | 円 | 年　月分 |

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。